

第3回 森林整備と財源のあり方検討委員会

議事の進め方

主な意見	議論の視点
<p>○森林整備のあり方・対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的機能維持に必要な森林の範囲・規模について議論が必要。 ・ 経済林だからといって公的対応が不要とはならない。 ・ 集落管理の森林が住民の高齢化により手入れ困難。そこに対する公的対応について議論が必要。 ・ 人工林だけでなく天然林についても機能回復を考えていかななくてはいけないと感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的関与が必要な範囲・規模 (資料2で検討) <div data-bbox="1038 808 1506 1043" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と同じ条件で本県の森林を区分したケースを例示 ・ 例示を基に森林の範囲・規模を検討 </div>
<p>○関連施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数十年先に森林の機能が維持されるよう、担い手をしっかり育てる施策が必要。 ・ 事業者と森林所有者との信頼関係が重要。そうした点で公的関与の仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的関与が必要な関連施策 (資料3で検討) <div data-bbox="1038 1234 1506 1447" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の現状、現行制度での市町村の役割、国が検討中の新たな仕組みを説明 </div>
<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37府県が超過課税導入に当たり、県民へのPR等をどのように進めたのか。 ・ 二重課税の観点から国と37府県の関係がどうなるのか。 ・ 木材需要の視点も必要。需要の動向を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回検討委員会の確認事項 (資料4で提示)